

消費者

その契約、本当に大丈夫？

給水管直結の浄水器と下水管の点検商法

分譲マンションに入居して間もないAさん宅に、「温水器の点検に来ました」と言ってB社の社員が訪問してきました。

Aさんはマンション提携の設備業者と想っていたのに、B社の社員は浄水器の説明を始めました。

B社の社員は水道水の入った紙コップに「検査の粉」を入れ、水がピンク色に変わるのを見せながら、「このまま水道水を使い続けると温水器や水道管の故障の原因になる。浄水器を取り付ければ、カルキ臭や水回りの水あかがなくなる」と説明し、浄水器の購入を促しました。

Aさんが、購入するか迷っていたところ、「通常は45万円だが、今日契約すれば40万円にする」と言われ、契約しました。

その後、Aさんは嘘うその説明による浄水器設置で逮捕者が出たというニュースを知りました。詳しく調べると、浄水器の形やB社の社員から受けた説明がほぼ同じで、Aさんは自分も騙だまされたのではと思い、消費者センターに相談しました。



給水管直結の浄水器の取付工事は、原則指定店しかできないにもかかわらず、工事したB社は指定店ではありませんでした。

Aさんは問題点を指摘し、契約の取り消しをB社に求めましたが、交渉は難航しています。

その他にも、上下水道局の職員を装って突然訪問し、少額の下水管の点検・清掃を行った後に、床下湿気対策工事など、高額な契約の勧誘を行う事例があります。

「今なら安くできる」などと勧誘されて、断りきれずに契約してしまっても、訪問販売の場合は契約書を受け取った日を含めて8日以内は工事完了後でもクーリング・オフができます。詳しくは、消費者センターへご相談ください。

メールマガジンで最新情報を発信中！

メールマガジンへ登録すると、市内県内で発生した消費者トラブルなどをメールでお知らせします。

QRコードから空メールを送ってください。



■相談窓口

消費者センター(☎829・1234)
上下水道局(☎829・1183)